大間原子力発電所 敷地の地質・地質構造 (コメント回答 その9) (補足説明資料) 2019年11月29日 **電源開発株式会社**



○「第615回審査会合」及び「第646回審査会合」での資料の誤りに関わる対応を踏まえ、本資料にて過去の審査会合資料を引用する際の 注記を下記のとおりとする。

・右上の注記

再掲:過去の審査会合資料を,そのまま引用する場合 一部修正:過去の審査会合資料の内容を,一部修正する場合

誤りを修正:過去の審査会合資料の誤りを,正しい記載とする場合

・左下の注記

修正した誤りの内容を記載(誤りの修正がある場合)

指摘事項



本資料では、第700回審査会合(平成31年4月5日)の指摘事項について、下表のとおり回答する。

項目	No.	指摘時期			掲載箇所	
			コメント内容	本編資料	補足 説明資料	
cf断層系	S2-122	第700回審査会合 平成31年4月5日	cf断層系の活動性評価の代表断層の選定について,断層の諸元等から代表性を整理し説明すること。	iii,iv, 2-2,2-26, 2-32,2-58	_	
dF断層系	S2-123	第700回審査会合 平成31年4月5日	dF断層系の活動性評価の代表断層の選定について, 断層の諸元等から代表性を整理し説明すること。	iii,iv, 2–34,2–44, 2–45,2–56, 2–58	_	
後期更新世 に生じた変状	S2-124	第700回審査会合 平成31年4月5日	第四系中の変状について, 基盤岩である易国間層に変位・変形が生じているという実態等を踏まえ, 評価対象を明確にして適切な名 称に見直すこと。	iii,iv, 1−35, 1−36, 4−6,4−21		
後期更新世 に生じた変状	S2-125	第700回審査会合 平成31年4月5日	変位を伴う不連続面について, 新鮮部に分布するものと強風化部に分布するものとの違い, 強風化部に分布するもののうち変状に関 わるものと関わらないものとの違いを整理し説明すること。	1−36, 4−21,4−29 ~4−31, 4−38		
後期更新世 に生じた変状	S2-126	第700回審査会合 平成31年4月5日	強風化部の一部で変位・変形が生じているという観察事実を基に, 岩盤の風化と変位・変形が関連するものであるとするなら, 岩盤の 風化のプロセスを含め, 強風化部の一部で変位・変形が生じるメカニズムと, それを裏付ける物的証拠を整理して説明すること。	4−2, 4−74 ~ 4−126	104~124	
後期更新世 に生じた変状	S2-127	第700回審査会合 平成31年4月5日	重要な安全機能を有する施設の基礎底面又は側壁に露頭する可能性が考えられるシームについて、「その他のシーム」を含めて、底 盤・法面の地質観察データを提示すること。	3-10	2~10	
後期更新世 に生じた変状	S2-128	第700回審査会合 平成31年4月5日	総合評価のフローについて, 第四系中の変状に関する評価とシームの評価を関連付けるとともに, 変状に関わる断裂が発生する区 間, 変状に関する施工対策の有効性等も含めて規制・基準との適合性が分かるように全体の論理構成を整理して説明すること。	iii,1–37, 1–39,1–48, 3–2,4–2, 5–2,5–3	_	
後期更新世 に生じた変状	S2-129	第700回審査会合 平成31年4月5日	断層と変位を伴う不連続面等とを区分する閾値として, 見掛けの鉛直変位量1mとする考え方について, 「変状に関わる断裂(変位を 伴う不連続面)」との関係も踏まえ説明すること。	1-32,1-36, 4-21,4-39	—	
後期更新世 に生じた変状	S2-130	第700回審査会合 平成31年4月5日	大間サイトでは, シームが上載地層に変位・変形を与えているところもあれば与えていないところもある。調査地点の代表性の観点も 含め, 改めて大間サイトにおける上載地層法の適用性を説明すること。	1-37,1-39		

注)コメント内容の記載のうち「第四系中の変状」及び「変状に関わる断裂」については指摘時点の表現で記載している。



1. 敷地の地質・地質構造に関わるコメント回答





<u>指摘事項</u>

項目	No.	指摘時期	コメント内容
後期更新世に	S2-127	700回審査会合	重要な安全機能を有する施設の基礎底面又は側壁に露頭する可能性が考えられるシーム
生じた変状		平成31年4月5日	について、「その他のシーム」を含めて、底盤・法面の地質観察データを提示すること。

<u> 説明概要</u>

- 原子炉建屋設置位置の炉心ボーリングN-1孔の細粒凝灰岩FT5-2層準で検討対象外の「その他のシーム」が認められる。
- N-1孔以外の炉心ボーリングでは同層準にシームは認められないこと、重要な安全機能を有する施設の基礎底面又は側壁にシームは 認められないことを炉心ボーリングのコア観察及び側壁の地質観察の結果等により説明する。



З



風化部及びシームS-11が分布するが、基礎底面にはシームS-11及びS-10の露頭はない。



炉心ボーリング位置図

1.1 重要な安全機能を有する施設の底盤・法面観察データ(5/9)

<u>原子炉建屋におけるシームの分布(2/5):東側壁地質スケッチ</u>



1.1 重要な安全機能を有する施設の底盤・法面観察データ(6/9)



原子炉建屋におけるシームの分布(3/5):西側壁地質スケッチ



1.1 重要な安全機能を有する施設の底盤・法面観察データ(7/9)

<u>原子炉建屋におけるシームの分布(4/5):南側壁地質スケッチ</u>





• 本観察範囲の細粒凝灰岩FT5-1層準及びFT5-2層準には、シームは認められない。





<u>シームの分布のまとめ</u>

- 原子炉建屋設置位置の炉心ボーリングN-1孔で細粒凝灰岩FT5-2層準にシームが認められるが、それ以外の炉心 ボーリングではシームは認められないことから、その他のシームの分布は局所的であると判断される。
- 原子炉建屋等の重要な安全機能を有する施設の基礎底面には検討対象シーム及びその他のシームは分布しない。
- 原子炉建屋側壁で詳細な地質観察を行い、細粒凝灰岩層にはシームが挟在しないことを確認した。



トレンチ・法面の地質スケッチ

〔本編資料4.1章に関する基礎データ〕

• 変状が認められるシームS-10, 11について, トレンチ及び法面の地質観察により変状の 有無を確認した。各トレンチ及び法面での詳細観察結果を示す。

2.1.1 後期更新世に生じた変状の分布・性状(2/49)

第700回審査会合 資料2-2-2 P.40 一部修正

POWER

変状の詳細観察箇所



0.2

(E 0.4)) (E 0.6 0.8

Z-M

1

Aso-4

Ιu

lm(s)

Z-∕M

を示す。

第700回審査会合 資料2-2-2 P.41 一部修正

法面でのシームS-10

Ts-2

トレンチ

と第四系逢着点

位置図





•この変状はローム層には及んでいないことから、Ma面陸化後、ローム層堆積前に形成されたものと考 えられる。











(余白)

<u>Ts-3トレンチ(2/5):西側法面詳細図</u>

<u>Ts-3トレンチ(3/5):西側法面詳細写真範囲</u>

・シームS-10の延長上のM₃面段丘堆積物中に層理面の段差と不連続面から成る変状が認められる。
・M₃面段丘堆積物の窪地を埋めるローム層(礫混じりシルト質)とそれを覆うローム層(シルト質)には、変状は及んでいない。

•シームS-10の延長上のM₃面段丘堆積物中に層理面の段差と不連続面から成る変状が認められる。 •M3面段丘堆積物とローム層(シルト質)の境界部付近には変状は及んでいない。

• M₃面段丘堆積物の層理面には凹凸があり、見掛けの鉛直変位量は約14cmで、Ts-3トレンチ西側法面での約25cm(P.21参照)よりも小さい。この変状はローム層には 及んでいない。上盤はシーム沿いに上方に変位するセンスを示す。

•M。面段丘堆積物の葉理面の見掛けの鉛直変位量は約9cmで、Ts-3トレンチ8m西方法面での約14cm(P.25参照)よりさらに小さい。この変状はローム層には及ん でいない。また、シーム上面に条線が認められ、上盤はシーム沿いに上方に変位するセンスを示す。

2.1.1 後期更新世に生じた変状の分布・性状(15/49)

第700回審査会合

Ts-11トレンチでシームS-10と大畑層との関係を観察した。

2.1.1 後期更新世に生じた変状の分布・性状(17/49)

第700回審査会合

2.1.1 後期更新世に生じた変状の分布・性状(20/49)

第700回審査会合 資料2-2-2 P.59 一部修正

POWER

<u>Ts-10トレンチ(3/3):シームS-10上下盤の風化性状</u>





Ts-5法面画像(解釈線なし)

M₁面

原子炉建屋設置位置

- Ts-5法面において、シームS-11とM₁面段丘堆積物との 関係を調査した。
- シームS-11の延長上のM₁面段丘堆積物及びその直下 の岩盤に変状は認められない。
- シームS-11の上下盤共に褐色を呈し著しく軟質な強風 化部から成る。



H₄面

京子炉建屋設置位置

M₃面 調査位置

M₂面

M₁面

200n

2.1.1 後期更新世に生じた変状の分布・性状(25/49)

第700回審査会合 資料2-2-2 P.64 一部修正



36

<u>Ts-5法面(2/2):地質スケッチ</u>





第700回審査会合 資料2-2-2 P.65 一部修正



<u>Ts-6法面(1/7):地質スケッチ</u>



- Ts-6法面でシームS-11付近において、M₁面段丘堆積物中の層理面の段差(見掛けの鉛直変位量約35cm)及び不連続面並びにその直下にある岩盤の段差から 成る変状が認められる。上盤はシーム沿いに上方に変位するセンスを示す。またM₁面段丘堆積物及びその直下の岩盤に上に凸の形状(見掛けの鉛直変位量約 75cm)から成る変状が認められる。
- シームS-11の上下盤共に褐色を呈し著しく軟質な強風化部から成る(P.39参照)。上盤の強風化部はシームに接している。
- 段丘堆積物中の不連続面はローム層には認められないこと、ローム層(砂質)は上に凸の形状による段丘堆積物上面の高度差を埋めるように堆積していることから、これらの変状は、洞爺火山灰層を含むローム層には及んでいないと考えられる。したがって変状は、M1面離水後、ローム層堆積前に形成され、少なくとも洞爺火山灰層堆積以降に変状は発生していないと考えられる(P.41参照)。



第700回審査会合 資料2-2-1 P.4-53 一部修正



38

Ts-6法面(2/7):詳細地質観察結果



弱面(本編資料P.4-21参照)に区分する前のものである。





<u>Ts-6法面(3/7):シームS-11上下盤の風化性状と岩盤の変形の範囲</u>





(余白)





• M₁面段丘堆積物の層厚は、上に凸の形状の部分も含めてほぼ一様であるが、その上位のローム層(砂質)の層厚は上に凸の頂部では薄く、 その両翼に向かうにつれて厚くなる。したがって、上に凸の形状の形成は、ローム層(砂質)の堆積前であると判断される。

•ローム層(砂質)の直上には洞爺火山灰降下層準が分布することから、上に凸の形状の形成は洞爺火山灰層の堆積前であると判断される。



2.1.1 後期更新世に生じた変状の分布・性状(31/49)

調査位置

位置図

※破線部は旧法面である。



第700回審査会合

資料2-2-1 P.4-57 一部修正

変状が認められるTs-6法面において,変位を伴う不連続面の走向・傾斜及び変位センスを測定した(次頁参照)。







44

<u>Ts-6法面(7/7):変位を伴う不連続面の性状(変位センス)</u>



変位を伴う不連続面(解釈線有り)



変位を伴う不連続面①~⑤は、葉理等の変位から上盤が上方に数cm~10数cm変位するものが主体である。







*1:シームS-11を挟在する細粒凝灰岩の鍵層名。

2.1.1 後期更新世に生じた変状の分布・性状(36/49)

第700回審査会合 資料2-2-2 P.74 一部修正



48

Ts-8トレンチ(1/11):地質展開図



2.1.1 後期更新世に生じた変状の分布・性状(37/49)

第700回審査会合 資料2-2-1 P.4-37 一部修正

POWER

49

<u>Ts-8トレンチ(2/11):地質観察結果(南側法面詳細図)</u>



2.1.1 後期更新世に生じた変状の分布・性状(38/49)

第700回審査会合 資料2-2-1 P.4-38 一部修正

ftf 細粒凝灰岩

び岩盤の段差から成る小規模な変状※が認められる。

変位を伴う不連続面に沿う変位により生じたものと考えられる。

北側法面では南側法面と同様に、やや小規模であるが上に凸の形状*が認められる。シームS-11は変位を伴う不連続面により切られていることから、変状は

なお、一部の変位を伴う不連続面の延長上には、段丘堆積物中の不連続面及

<u>Ts-8トレンチ(3/11):地質観察結果(北側法面詳細図)</u>



北側法面写真(解釈線なし) 注)本図の写真及びスケッチは設置変更許可申請時(H26.12)のものである。

主)本図の与真及びスケッチは設置変更許可申請時(H26.12)のものである。 現地調査時(H30.11)の観察面の写真及び詳細スケッチはP.55~P.57参照。

※ 変状の見掛けの鉛直変位量については,現地調査時(H30.11) の観察面の詳細スケッチ(P.55, 57)を参照。

50

POWER





<u>Ts-8トレンチ(4/11):シームS-11上下盤の風化性状</u>





(余白)

2.1.1 後期更新世に生じた変状の分布・性状(40/49)

第700回審査会合 資料2-2-1 P.4-45 一部修正

<u>Ts-8トレンチ(5/11):地質観察結果(南側法面詳細スケッチ)[現地調査時(H30.11)の観察面]</u>



POWER



0 2m

注) 本写真は、設置変更許可申請時(H26.12)より数10cm奥側 の観察面で、第646回審査会合以降に追加取得したデータ。



第700回審査会合 資料2-2-1 P.4-47 一部修正

Ts-8トレンチ(7/11):地質観察結果(北側法面スケッチ)[現地調査時(H30.11)の観察面]



- Ts-8トレンチ北側法面の現地調査時(H30.11)の法面観察の結果, 南側法面と同様にM1面段丘堆積物に上に凸の形状が認められ, その 見掛けの鉛直変位量は約50cmである。なお, 一部の変位を伴う不連続面の延長上には, 段丘堆積物中の不連続面及び岩盤の段差から 成る小規模な変状(見掛けの鉛直変位量約13cm)が認められる。
- ・岩盤上面及びシームS-11にもやや上に凸の形状が認められ、シームS-11が変位を伴う不連続面により切られている部分があることから、 南側法面と同様に、上に凸の形状は変位を伴う不連続面沿いの変位によって形成されたと考えられることを確認した。
- •設置変更許可申請時(H26.12)の観察結果と同様に,変状付近にある連続性の良い変位を伴う不連続面(本編資料P.4-63参照)は,法面 下部で消滅することを確認した。

位置図

55

POWER



北側法面写真

2m

第700回審査会合

2.1.1 後期更新世に生じた変状の分布・性状(44/49)

<u>Ts-8トレンチ(9/11):地質観察結果(北側法面詳細スケッチ)[現地調査時(H30.11)の観察面]</u>



北側法面の現地調査時(H30.11)の法面観察の結果,シームS-11を変位させている低角の変位を伴う不連続面は、下位に向かって変位量は小さくなり、法面下部で変位量はOcmとなることから、設置変更許可申請時(H26.12)の変位を伴う不連続面沿いの変位量分布(本編資料P.4-64参照)と調和的であることを確認した。

POWER

第700回審査会合

資料2-2-1 P.4-49 一部修正



(余白)



第700回審査会合 資料2-2-1 P.4-50 一部修正



<u>Ts-8トレンチ(10/11):変位を伴う不連続面の分布・性状(測定位置)</u>



変状が認められるTs-8トレンチにおいて、変位を伴う不連続面の走向・傾斜、変位センス及び条線を測定した(次頁参照)。







60

<u>Ts-8トレンチ(11/11):変位を伴う不連続面の性状(条線の方向,変位センス)</u>







位置図



位置図



トレンチ・法面における変状弱面の分布

〔本編資料4.2.1章に関する基礎データ〕

• 変状が認められるトレンチ及び法面の変状弱面の分布を示す。

2.1.2 変状形成時に変位を生じた地質弱面の区分・性状(2/13)



2.1.2 変状形成時に変位を生じた地質弱面の区分・性状(3/13)

POWER

66

<u>Ts-6法面</u>



- Ts-6法面では、シームS-11沿い及びその延長上にps-1弱面、 変状付近に多い低角の変位を伴う不連続面沿いにpd系弱面が 分布する。
- ps-1弱面の上下盤共に,褐色を呈し著しく軟質な強風化部等 から成り,段丘堆積物中及び直下の岩盤に変位が認められる。
- pd系弱面は強風化部のシーム付近の下盤側に多く分布し,段 丘堆積物及びその直下の岩盤に変形が認められる。
- pd系弱面はシームから離れると少なくなる。





2.1.2 変状形成時に変位を生じた地質弱面の区分・性状(5/13)



る。

北側法面写真(解釈線なし)

注)本図の写真及びスケッチは設置変更許可申請時(H26.12)のものである。 現地調査時(H30.11)の観察面の写真及び詳細スケッチはP.70参照。

2.1.2 変状形成時に変位を生じた地質弱面の区分・性状(6/13)

Ts-8トレンチ南側法面〔現地調査時(H30.11)の観察面〕 第700回審査会合



- •Ts-8トレンチ南側法面では、低角の変位を伴う不連続面沿い及びその延長上にpd系弱面が分布する。
- pd系弱面は強風化部のシーム付近に分布し、段丘堆積物及び直下の岩盤の変形が主体であり、一部において段丘堆積物中及び岩盤上面に変位が認められる。
- 変形量が最大であるpd系弱面E29は,法面下部で消滅している。

69

POWER


注) 本スケッチは,設置変更許可申請時(H26.12)より数10cm奥 側の観察面で、第646回審査会合以降に追加取得したデータ。

- Ts-8トレンチ北側法面では、低角の変位を伴う不連続面沿い及びその延長上にpd系弱面が分布する。
- pd系弱面は強風化部のシーム付近に分布し、段丘堆積物及び直下の岩盤の変形が主体であり、一部において段丘堆積物中及び岩盤上面に変位が認められる。

2.1.2 変状形成時に変位を生じた地質弱面の区分・性状(8/13)



<u>Ts-1トレンチ東側法面</u>

第700回審査会合 資料2-2-2 P.42 一部修正



Ts-1トレンチ東側法面では、シームS-10沿い及びその延長上の段丘堆積物中の不連続面にps-2弱面が分布する。
ps-2弱面の上盤は、黄褐色を呈し著しく軟質な強風化部等から成り、ps-2弱面に接する。段丘堆積物中及び直下の岩盤に変位が認められる。



2.1.2 変状形成時に変位を生じた地質弱面の区分・性状(9/13)



<u>Ts-3トレンチ西側法</u>面







第700回審査会合



72

2.1.2 変状形成時に変位を生じた地質弱面の区分・性状(10/13) 第700回審査会合 _{資料2-2-2} P.53 - 部修正

73

POWER

<u>Ts-3トレンチ8m西方法面</u>



Ts-3トレンチ8m西側法面では、シームS-10沿い及びその延長上の段丘堆積物中の不連続面にps-2弱面が分布する。
 ps-2弱面の上盤は、黄褐色を呈し著しく軟質な強風化部等から成り、ps-2弱面に接する。段丘堆積物中及び直下の岩盤に変位が認められる。

注)位置図はP.65参照



• ps-2弱面の上盤は、黄褐色を呈し著しく軟質な強風化部等から成り、ps-2弱面に接する。段丘堆積物中及び直下の岩盤に変位が認められる。

2.1.2 変状形成時に変位を生じた地質弱面の区分・性状(12/13)

<u>Ts-10トレンチ南側法面</u>

第700回審査会合 資料2-2-2 P.58 一部修正

W Е 腐植土 ローム層(砂礫混じり) 0m ローム層 M,面段丘堆積物(河川性堆積物を含む) T.P.37m 00-0 T.P.36 (小段) T.P.3 易国間層 淡灰色火山礫凝灰岩 T.P.34m 00 大畑層 **凝灰質礫岩** T.P.33m T.P.32m S-10 南側法面スケッチ 南側法面写真 凡例 易国間層 上部層 X Lat 淡灰色火山礫凝灰岩 (強風化部) 地層境界 シーム 腐植土 ~ 地質請界 シーム(岩片を含む) . dûtf 暗灰色火山礫凝灰岩 0-4.0 第四系 ftf/ctf 細粒凝灰岩· 邦粒凝灰岩互層 変位を伴う不連続面 易国間層 ローム層(砂礫混じり) 及び節理 M1面段丘堆積物 ps系弱面 ftf 細粒凝灰岩 (河川性堆積物を含む) ****** 葉 理 大畑層 blv 安山岩溶岩 (角礫状) tcg 凝灰質礫岩 ── 葉 理 (軽石)

•Ts-10トレンチ南側法面では、シームS-10沿い及びその延長上にps-2弱面が分布する。

• ps-2弱面の上下盤共に、褐色を呈し著しく軟質な強風化部等から成り、段丘堆積物中及び直下の岩盤に変位が認められる。

75

POWER

注)位置図はP.65参照



•Ts-13トレンチ北側法面では、シームS-10沿いにps-2弱面が分布する。 • ps-2弱面の上下盤共に褐色を呈し著しく軟質な強風化部から成り、段丘堆積物中及び直下の岩盤に変位が認められる。 76